

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第6回）

令和8年3月6日
株式会社 ナルミヤ

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：男性労働者の育児休業取得率を計画期間中に30%以上

〈対策〉

- ・各職場における休業者の業務フォロー体制の検討（育成による多能工化の促進）
- ・正社員（中途）を2名採用し、労働時間の長い製造部の業務体制の見直しをする

目標2：全社員の時間外、休日労働時間の平均を毎月20時間未満

〈対策〉

- ・毎週月曜日に各個人の週間所定残業、週間法定残業時間を集計し資料にて周知
- ・毎月の有給取得状況を毎月月末に資料にて周知（前年実績との比較の周知）